

平成 29 年 12 月 13 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎 俊博 殿

(商号又は名称) ユニオン投信株式会社
(代表者) 代表取締役 仲木 威雄 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

a. 資本金の額（平成29年11月末日現在）

資本金の額	200,000千円
発行可能株式総数	21,500株
うち 普通株式	13,500株
うち A種類株式	8,000株
発行済株式総数	12,700株
うち 普通株式	9,700株
うち A種類株式	3,000株

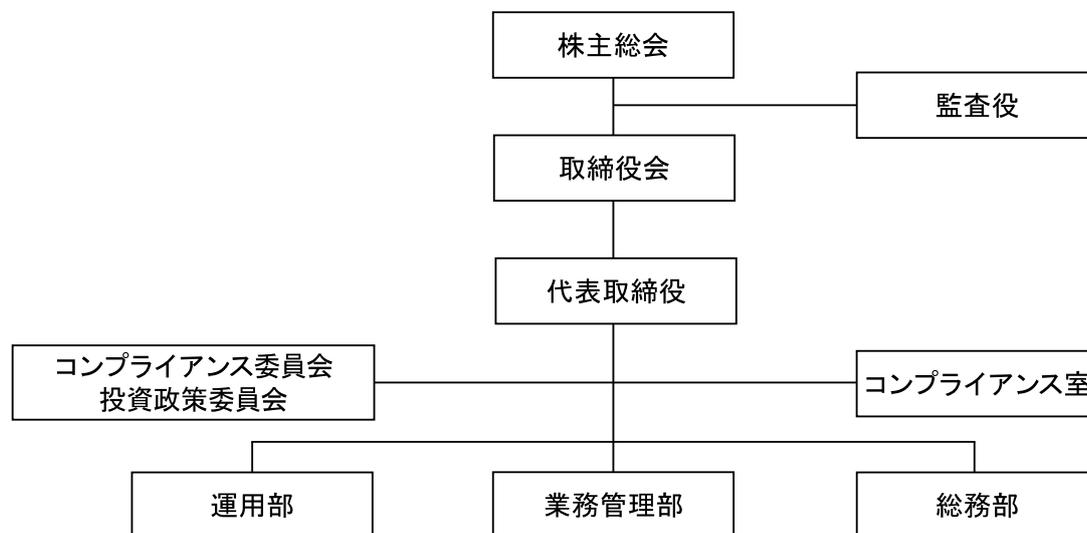
※A種類株式は、議決権を有しません。

b. 最近5年間における資本金の額の増減

平成25年4月30日：	20,000千円	(増資)
平成25年12月26日：	30,000千円	(増資)
平成26年12月12日：	341,000千円	(減資)
平成26年12月25日：	50,000千円	(増資)
平成27年1月22日：	5,000千円	(増資)
平成28年1月29日：	45,000千円	(増資)

c. 会社の機構（平成 29 年 11 月末日現在）

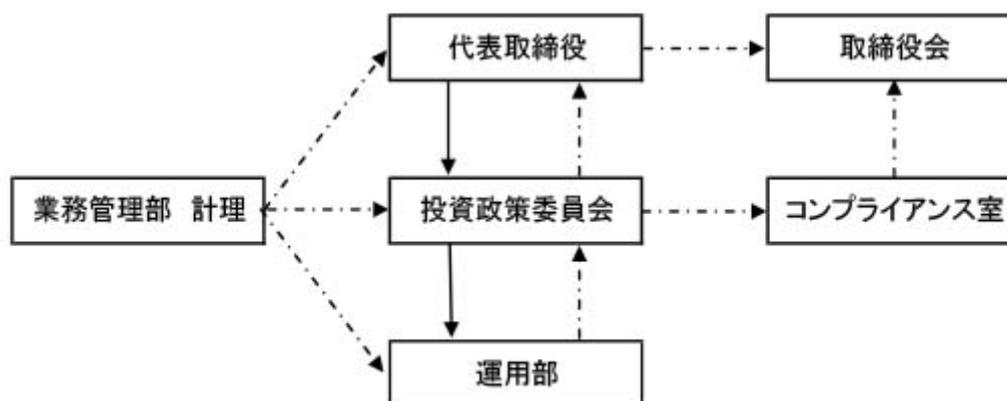
<組織図>



<投資運用の意思決定機構>

投資運用の意思決定プロセス

——→ 運用執行ライン
 - - - - -> 運用情報提供ライン



運用業務・責任内容

- 代表取締役
 - ・ 運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
 - ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立
 - ・ 投資政策委員会の活動の監督

- 投資政策委員会
 - ・ 毎月1回会議を開催、基本的な運用方針等の審議決定
 - ・ 運用部長を議長とし、代表取締役、業務管理部、コンプライアンス室の各部長・室長および主要運用担当者で構成
 - ・ 運用プロセスおよび成果等リスクの分析管理

- 運用部
 - ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用の実行
 - ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査の実行
 - ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任、その結果を投資政策委員会や必要に応じて受益者に報告すること
 - ・ 運用会議を開催、投資環境の見直し、組入れ銘柄（商品）の策定

- 業務管理部（計理）
 - ・ 日々の純資産総額および基準価額の算出を行い、その内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること
 - ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

平成29年11月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

	種類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	6,016,938,856円

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。
- また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	119,202	65,255
直販顧客分別金信託	64,318	73,651
貯蔵品	679	692
前払費用	413	447
未収入金	557	446
未収委託者報酬	15,256	19,192
流動資産合計	200,427	159,686
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	598	223
器具備品 ※1	32	0
その他 ※1	989	569
有形固定資産合計	1,620	792
無形固定資産		
ソフトウェア ※1	1,393	3,560
無形固定資産合計	1,393	3,560
投資その他の資産		
投資有価証券	59,181	68,270
差入保証金	1,821	1,821
長期前払費用	78	47
投資その他の資産合計	61,080	70,138
固定資産合計	64,095	74,492
資産合計	264,522	234,178
負債の部		
流動負債		
預り金	860	2,314
顧客からの預り金	2,085	3,200
未払金	2,418	1,978
未払法人税等	953	1,203
流動負債合計	6,317	8,696
固定負債		
繰延税金負債	8,870	11,639
固定負債合計	8,870	11,639

負債合計	15,188	20,335
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	95,000	95,000
その他資本剰余金	16,243	16,243
資本剰余金合計	111,243	111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△82,161	△123,973
利益剰余金合計	△82,161	△123,973
株主資本合計	229,082	187,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,252	26,573
評価・換算差額等合計	20,252	26,573
純資産合計	249,334	213,842
負債純資産合計	264,522	234,178

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	28,411	32,737
営業収益合計	28,411	32,737
営業費用		
支払手数料	1,743	1,807
広告宣伝費	739	507
委託計算費	13,089	15,085
営業雑経費	8,931	9,207
通信費	3,589	4,028
印刷費	4,310	4,234
協会費	1,031	944
営業費用合計	24,503	26,607
一般管理費		
給料	37,005	34,217
役員報酬	11,000	11,115
給料手当	26,005	23,102
旅費交通費	541	858
租税公課	1,252	1,196
不動産賃借料	2,841	3,583
固定資産減価償却費	958	1,422
諸経費	6,154	6,295
支払手数料	5,313	5,314
消耗品費	277	221
水道光熱費	290	291
雑費	273	468
一般管理費合計	48,752	47,574
営業損失	44,845	41,444
営業外収益		
受取利息	26	0
雑収入	17	193
営業外収益合計	43	193
経常損失	44,801	41,250
税引前当期純損失	44,801	41,250
法人税、住民税及び事業税	296	562
当期純損失	45,097	41,812

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	155,000	50,000	16,243	66,243	△37,063	△37,063	184,179
当期変動額							
新株の発行	45,000	45,000		45,000			90,000
当期純利益					△45,097	△45,097	△45,097
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	45,000	45,000	-	45,000	△45,097	△45,097	44,902
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△82,161	△82,161	229,082

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	23,827	23,827	208,007
当期変動額			
新株の発行			90,000
当期純利益			△45,097
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	△3,575	△3,575	△3,575
当期変動額合計	△3,575	△3,575	41,326
当期末残高	20,252	20,252	249,334

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△82,161	△82,161	229,082
当期変動額							
当期純利益					△41,812	△41,812	△41,812
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	△41,812	△41,812	△41,812
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△123,973	△123,973	187,269

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	20,252	20,252	249,334
当期変動額			
当期純利益			△41,812
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	6,320	6,320	6,320
当期変動額合計	6,320	6,320	△35,491
当期末残高	26,573	26,573	213,842

重要な会計方針

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(会計方針の変更)

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
<p>(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 これによる財務諸表に与える影響はありません。</p>	

(追加情報)

当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
※1 減価償却累計額の金額	※1 減価償却累計額の金額
建物附属設備 1,468千円	建物附属設備 1,843千円
器具備品 2,958千円	器具備品 2,991千円
その他 494千円	その他 1,026千円
ソフトウェア 5,267千円	ソフトウェア 663千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	8,900株	800株	—	9,700株
A種類株式	2,000株	1,000株	—	3,000株
合計	10,900株	1,800株	—	12,700株

(変動事由の概要)

株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 普通株式 800株
A種類株式 1,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日	当事業年度 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達につきましては、当面は増資による方針であり、銀行等からの借入の方針はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、ファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、継続的なモニタリングによりリスク低減を図っております。未払金はすべて1年以内の支払期日であります。

未払金、未払法人税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰計画を作成するなどにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金・預金	119,202	119,202	—
(2)直販顧客分別金信託	64,318	64,318	—
(3)未収入金	557	557	—
(4)未収委託者報酬	15,256	15,256	—
(5)投資有価証券 その他有価証券	59,181	59,181	—
資産計	258,515	258,515	—
(1)未払金	2,418	2,418	—
(2)未払法人税等	953	953	—
負債計	3,371	3,371	—

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金・預金	65,255	65,255	—
(2)直販顧客分別金信託	73,651	73,651	—
(3)未収入金	446	446	—
(4)未収委託者報酬	19,192	19,192	—
(5)投資有価証券 その他有価証券	68,270	68,270	—
資産計	226,816	226,816	—
(1)未払金	1,978	1,978	—
(2)未払法人税等	1,203	1,203	—
負債計	3,181	3,181	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収入金、ならびに(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)未払金および(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
差入保証金	1,821	1,821

*1差入保証金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成28年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	119,202	—	—	—
直販顧客分別金信託	64,318	—	—	—
未収入金	557	—	—	—
未収委託者報酬	15,256	—	—	—

当事業年度 (平成29年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	65,255	—	—	—
直販顧客分別金信託	73,651	—	—	—
未収入金	446	—	—	—
未収委託者報酬	19,192	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	59,181	30,057	29,123
	小計	59,181	30,057	29,123
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		59,181	30,057	29,123

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度 (平成29年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	68,270	30,057	38,212
	小計	68,270	30,057	38,212
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		68,270	30,057	38,212

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
繰越欠損金	122,625	135,194
未払事業税	201	196
繰延税金資産小計	122,827	135,391
評価性引当額	△122,827	△135,391
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	8,870	11,639
繰延税金負債（純額）	8,870	11,639

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
税引前当期純損失であるため記載していません。	税引前当期純損失であるため記載していません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日		当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	
1株当たり純資産額	19,632円62銭	1株当たり純資産額	16,838円00銭
1株当たり当期純損失	△4,023円04銭	1株当たり当期純損失	△3,292円32銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（損失）については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益（損失）については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益（損失）の算定上の基礎		1株当たり当期純利益（損失）の算定上の基礎	
当期純利益（△損失）	△45,097千円	当期純利益（△損失）	△41,812千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益（△損失）	△45,097千円	普通株式に係る当期純利益（△損失）	△41,812千円
普通株式の期中平均株式数	11,209株	普通株式の期中平均株式数	12,700株
株式数の種類別内訳		株式数の種類別内訳	
普通株式	9,037株	普通株式	9,700株
A種類株式	2,172株	A種類株式	3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第10期中間会計期間 (平成29年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	50,269
直販顧客分別金信託	73,639
貯蔵品	885
前払費用	391
未収入金	0
未収委託者報酬	22,245
流動資産合計	147,431
固定資産	
有形固定資産	
建物 ※1	136
器具備品 ※1	0
その他 ※1	303
有形固定資産合計	439
無形固定資産	
ソフトウェア ※1	3,138
無形固定資産合計	3,138
投資その他の資産	
投資有価証券	75,099
差入保証金	1,821
長期前払費用	31
投資その他の資産合計	76,952
固定資産合計	80,530
資産合計	227,962
負債の部	
流動負債	
預り金	6,600
顧客からの預り金	100
未払金	3,384
未払法人税等	846
流動負債合計	10,931
固定負債	
繰延税金負債	13,719
固定負債合計	13,719

負債合計	24,651
純資産の部	
株主資本	
資本金	200,000
資本剰余金	
資本準備金	95,000
その他資本剰余金	16,243
資本剰余金合計	111,243
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△139,254
利益剰余金合計	△139,254
株主資本合計	171,988
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	31,322
評価・換算差額等合計	31,322
純資産合計	203,310
負債純資産合計	227,962

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第10期中間会計期間	
(自 平成29年4月1日	
至 平成29年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	20,597
営業収益合計	20,597
営業費用	12,619
一般管理費 ※1	22,970
営業損失	14,992
営業外収益	4
経常損失	14,987
税引前中間純損失	14,987
法人税、住民税及び事業税	293
中間純損失	15,281

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△123,973	△123,973	187,269
当中間期変動額							
中間純利益					△15,281	△15,281	△15,281
株主資本以外の項目の当 中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△15,281	△15,281	△15,281
当中間期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△139,254	△139,254	171,988

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	26,573	26,573	213,842
当中間期変動額			
中間純利益			△15,281
株主資本以外の項目の当 中間期変動額 (純額)	4,749	4,749	4,749
当中間期変動額合計	4,749	4,749	△10,532
当中間期末残高	31,322	31,322	203,310

重要な会計方針

	第10期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの…中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第10期中間会計期間 (平成29年9月30日)	
※1 減価償却累計額の金額	
建物附属設備	1,929千円
器具備品	2,991千円
その他	1,292千円
ソフトウェア	1,085千円

(中間損益計算書関係)

第10期中間会計期間 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	353千円
無形固定資産	422千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第10期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第10期中間会計期間 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	
該当事項はありません。	

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第10期中間会計期間（平成29年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金・預金	50,269	50,269	—
(2)直販顧客分別金信託	73,639	73,639	—
(3)未収入金	0	0	—
(4)未収委託者報酬	22,245	22,245	—
(5)投資有価証券 その他有価証券	75,099	75,099	—
資産計	221,253	221,253	—
(1)未払金	3,384	3,384	—
(2)未払法人税等	846	846	—
負債計	4,231	4,231	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

- (1)現金・預金、(2)直販顧客分別金信託、(3)未収入金、ならびに(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」をご参照ください。

負債

- (1)未払金および(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
差入保証金	1,821

*差入保証金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第10期中間会計期間（平成29年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	75,099	30,057	45,041
	小計	75,099	30,057	45,041
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		75,099	30,057	45,041

(デリバティブ取引関係)

第10期中間会計期間 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第10期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第10期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

第10期中間会計期間	
自 平成29年4月1日	
至 平成29年9月30日	
1株当たり純資産額	16,008円70銭
1株当たり中間純損失	△1,203円23銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益(損失)については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益(損失)の算定上の基礎	
中間純利益(△損失)	△15,281千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る中間純利益(△損失)	△15,281千円
普通株式の期中平均株式数	12,700株
株式数の種類別内訳	
普通株式	9,700株
A種類株式	3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

以上

公開日 平成29年12月22日

作成基準日 平成29年11月28日

本店所在地 長野県松本市深志一丁目1番21号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 26 日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 立野 晴朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の平成 29 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

*1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

*2 XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 11 月 28 日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人
指 定 社 員 公 認 会 計 士 立 野 晴 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の平成 29 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。